

しまね企業ガイダンス新型コロナウイルス感染症検査費用等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行下において、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が実施する若年者の県内就職の促進のための事業に参加者が安心して参加できる環境を確保するため、特定 PCR 検査に要する経費を予算の範囲内において助成金として交付することとし、当該助成金の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるものとする。

(1) 大学生等

島根県内外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生で財団が推進をしているしまね学生登録に登録しているものをいう。

(2) 特定 PCR 検査

株式会社 R O（鳥取県米子市加茂町 2-218）が実施する PCR 検査をいう。

(助成対象者及び助成要件)

第3条 特定 PCR 検査に要する経費の助成を受けることができる者及びその助成要件は、別表 1 に定めるとおりとする。

(助成対象経費等)

第4条 助成対象経費及び助成率は、別表 2 に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする大学生等は、原則として、特定 PCR 検査を受ける前に財団ジョブカフェしまねサイトの専用フォームから必要な情報を入力しなければならない。

2 前項の規定による入力をした大学生等は、特定 PCR 検査結果の判明した日から起算して 30 日を経過した日又は特定 PCR 検査の結果の判明した日の属する年度の翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日（当該日が土、日又は祝日の場合は直前の営業日）までの助成金交付申請書（様式第 1 号）及び下記書類を財団理事長あて提出するものとする。

(1) 特定 PCR 検査に要する経費を証する書類（領収書）

(2) 特定 PCR 検査結果がわかる書類

(3) 金融機関の通帳（支店、口座番号、名義が確認できる頁）又はカードの写し

(交付の決定)

第6条 財団理事長は、提出された申請書の内容を審査し、助成金の交付又は助成金の交付しない旨を決定し、その結果について支払通知書(様式第2号)又は助成非該当書(様式第3号)により、前条の規定により申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。なお、助成金の交付を決定した場合は、助成金交付申請書の受理日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び助成金の返還)

第7条 財団理事長は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 当該助成金に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (3) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、財団事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和4年2月 日から施行する。

別表 1

| 事業 | 助成対象者 | 助成要件 |
|----------------|--|--|
| (1) しまね企業ガイダンス | 令和4年3月5日（会場：くにびきメッセ）に開催を予定しているしまね企業ガイダンスに参加を予定している大学生等 | 特定 PCR 検査の結果が参加当日前に判明していること（1回の検査に限る。） |

別表 2

| 助成対象経費 | 助成対象率 | 助成限度額 |
|---|-------|---------------------|
| 特定 PCR 検査の経費のうち次に掲げる経費（消費税を含む。） ・唾液 PCR 検査キット ・輸送箱 ・送料 ・支払手数料 | 10/10 | 1 回の実習当たり 1 検査 2 万円 |